滑川都市計画区域マスタープラン

(滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針)

平成25年3月

富 山 県

滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針

目 次

「早	最山宗	の配り	민하다	凹ひ,	כתי	並丁		$\Delta \mathbb{R}$	3日(3	孔. ト	七进	百日 万	尹	垻.)								
																							l
																						6	5
																						8	3
2 者	『市計画の』	見直し	の方針	计・	•		•	•		•		•		•	•		•	•	•		•	ξ)
1)	都市計画	の見直	しの基	基本	的な	きえ	え	方		•		•		•	•		•	•	•		. •	Ś)
了	域調整の	ウ針・	• •		•		•		•		•	•		•		•	•		•	•	•	1 ()
1)	広域調整の	の基本(的なき	きえ	方		•		•		•	•		•		•	•			•	•	1 ()
2)	広域調整の	の実施を	方針·		•		•		•		•	•		•		•	•		•	•	•	1 (2
> ≠≠)G 111±0	+1 =	ricz r	-4-															_	_	_		
2早	常川都	中計但																					
者	『市計画の	目標・	• •		•		•		•		•	•		•		•	•		•	•	•	1 1	
1)	都市づく	りの基	本理制	ਭੇ •	•		•		•		•	•		•		•	•		. •	•	•	1 1	
2)	地域毎のi	节街地(像・・		•		•		•		•	•		•		•	•		•	•	•	1 2	2
3)	目標年次		• • •			•	•		•		•	•		•		•	•			•	•	13	3
2 2	区域区分の	夬定の	有無及	えび	区t	或区	☑分	をに	Eめ	る	祭の	方	針・	•	•		•	•		•	•	1 4	1
1)	区域区分	の決定の	の有無	₩•	•		•		•		•	•				•	•			•	•	1 4	1
3 À	要な都市	計画の	決定の	か方	針		•					•		•			•					15	5
1)	土地利用	こ関す	る主要	ある	都下	吉計	画	のシ	史定	のア	与針	- •		•	•			•		•	•	15	5
2)	都市施設の	の整備に	に関す	する	主要	要な	都	市言	+画	のジ	央定	<u>'</u> ග	方金	+ •	•		•					1 8	3
	2-1)	交通施	設の都	都市	: 計區	重σ)決	定位	り方	針					•		•				,	1 8	3
																						1 8	3
																						1 9	2
3)																							
	1 2 3 1 2 章 1 2 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 1 2 3 3 3 3	2 3 3 1 2 2 2 3 1 2 3 1 2 3 1 3 1 2 3 1 3 1	富1)2)3 都別のと計年間ののと計年間には、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が、「別が	富山県の都には、 2) 都市は、 2) 都に、 2) 都に、 3) 目標をは、 5 名 名 3) 目標をは、 5 名 3) 目標をは、 5 名 3) 市街地域には、 5 名 3) 市街地域に、 5 名 3) 市街地関発 6 名 3) 市街地関発 7 名 3) 市街地関係 7 名 3) 市街地域 7 名 3) 1 名 3)	富山県の都市計画の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・ 1)現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・ 1)現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・ 1)現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1) 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	富山県の都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

第1章 富山県の都市計画の方針(広域的・共通的事項)

1 富山県の都市計画の目標

1) 現状と課題

① 地勢

富山県は、本州日本海側のほぼ中央部に位置し、東西 90km、南北 76km、面積 約 4,247 km²で、国土の総面積の約 1%を占めている。

蝶々が羽を開いたような形で、北は日本海、他の三方を急峻な山々に囲まれ、中央に平野が広がる、コンパクトでまとまりのよい県土である。

② 人口と都市構造

本県の人口は平成 10 年をピークに減少しており、平成 22 年 10 月には 109万 3,247人(国勢調査)となっている。平成 19 年の国の人口推計によれば、今後も更に減少が進み、20 年後には約 93 万人になることが見込まれている。

本県の高齢化は全国を上回るスピードで進行しており、65歳以上の人口割合は26.2%(H22国勢調査、全国23.0%)となっている。国の人口推計によれば、本県の高齢者の数は平成32年頃にピークを迎え、およそ15年後には3人に1人を超えると見込まれている。

本県の合計特殊出生率は、平成 18 年、19 年には過去最低の 1.34 となり、その後若干上昇しているものの、平成 23 年では 1.37 と依然として低迷している。

持ち家比率が78.3% (H22 国勢調査、全国61.9%)で全国1位である本県では、人々が広い一戸建てを求めて郊外に移り住んだことや、商業・業務施設、公共・公益施設等の郊外移転が進んだことに伴い、都市の郊外や、土地利用規制の緩い旧富山市、旧高岡市の周辺で人口や世帯数が増加しており、一方で、計画的に人口や都市機能の集積を図るべき市街地内では人口が減少し、空き家・空き地の増加が進行している。その結果、本県の人口集中地区の人口密度は38.6人/ha(H22 国勢調査、全国67.6人/ha)で全国46位となるなど、広く薄い市街地が形成されており、都市経営の観点から非効率な都市構造となっている。

更に、開発から長期間経過した郊外住宅団地では、居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生(オールドタウン化)が見られ、地域コミュニティの維持が懸念されている。

今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会に突入することから、従来の都市構造の問題点を改善し、これからの時代にふさわしい新たな都市づくりを進めていくことが課題となっている。

③ 産業

a 商業

商業については、本県の年間商品販売額は近年横ばいとなっているが、事業所

数と従業者数は減少傾向にある。また、大型店の影響等により、1事業所あたりの売場面積が増加傾向にある。立地別にみると、中心市街地では年間商品販売額、事業所数、従業者数、売場面積が年々減少しているが、一方で、幹線道路のロードサイドでは増加傾向にある。

大型店は幹線道路沿道等で多く立地しており、これにより、県民の買物による 移動が広域化している。また、一部では大型店の閉店・撤退に伴う跡地の処理が 課題となっている。

中心市街地の空洞化が進み、商店街の衰退や空き店舗の増加などが顕著になっているほか、高齢者など自家用車の運転ができない人にとって、日常の買い物が不便な状況が生じている。

b 工業

工業については、本県の従業員数、製造品出荷額は増加傾向にあるが、事業所数はやや減少傾向となっている。また、県内の工業団地全体の分譲率は約9割と高く、特定の地域に偏ることなく企業立地が進んでいるが、一方で、近年では大規模工場の撤退に伴う工場跡地の処理が課題となっている。

今後、北陸新幹線の開業や日本海側拠点港として選定された伏木富山港の発展等を見据え、本県の産業を支える都市基盤施設の整備を着実に進めるとともに、企業立地要請に対する迅速な対応や、港湾背後地や高速道路インターチェンジ周辺などへの企業立地促進等が求められている。

c 農林水産業

農業については、本県では稲作を中心として行われているが、近年、生産調整の強化や米価の低迷などにより農業産出額が減少しており、また、農家数や経営耕地面積もともに減少している。農業就業人口の65歳以上割合が70%を超えるなど高齢化が進んでおり、耕作放棄地の増加が懸念されている。

生産の基盤となる農地は、市街化調整区域に比べて開発許可等の土地利用規制が緩い非線引き白地地域等、特に、富山高岡広域都市計画区域(線引き)の縁辺部において、拡散的な転用が行われている。今後、農業政策との連携を図りながら、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全に努めることが求められている。

林業については、長期にわたる木材価格の低迷等から、林業経営は極めて厳しい状況にある。

水産業については、定置網漁業を中心とする沿岸漁業が盛んであるが、近年は 消費者の魚離れが進み、生産額の減少、燃油・資材等の高騰などにより、漁業経 営は厳しい状況にある。

4 交通

a 地域交通

本県の1世帯あたり自家用車保有台数は1.71台(H22、全国1.08台)と全国2位の高い水準となっている。また、県民が移動の際に用いる代表交通手段は、自動車が72.2%(H11~14富山高岡広域都市圏第3回パーソントリップ調査)と、全国と比べても自動車利用の比率が高く、一方で、徒歩や公共交通機関等は減少しており、過度に自動車に依存した交通環境となっている。公共交通の利用者数は、この20年あまりで4割以上も減少し、公共交通機関の利用低迷が、更に公共交通のサービス水準の低下を招くなどの悪循環が生じている。

また、高齢化の進展に伴い、高齢者等に買い物弱者・通院弱者をはじめとする 移動制約者が増えてきているなど、生活交通に関する新たな課題が生じている。 このような状況のなか、LRT ネットワークの形成、駅や駅前広場など交通結節 点の機能充実など、公共交通の維持活性化と利便性の向上に向けた様々な取組み が行われている。

また、新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線については、「富山県並行在来線対策協議会」において、パークアンドライドの推進や新駅の設置も含めた利用促進策が協議されており、駅周辺のまちづくりにあたっては、こうした並行在来線の利用促進の観点を踏まえた検討が求められている。

b 広域交通、物流基盤

北陸新幹線は平成 26 年度末までに金沢、平成 37 年度末までに敦賀まで開業することとなっており、利便性の向上による経済活動や観光交流の活性化が期待される。富山駅、新高岡駅(仮称)及び新黒部駅(仮称)は本県の玄関口になるとともに、本県が誇る立山、黒部、五箇山などの主要な観光地、更には能登地方や飛騨地方へのゲートウェイになることが期待されており、富山ならではの魅力があふれる駅周辺整備やアクセスの向上が求められている。

また、新幹線からの乗継ぎの円滑化など利用者の利便性向上を図るため、新幹線駅から中心市街地や周辺市町村への移動手段として、並行在来線を含めた鉄軌道・バスなど公共交通のネットワークの充実が求められている。

高速道路網は、平成20年7月に東海北陸自動車道が全線開通(県内区間については暫定2車線)したほか、能越自動車道の整備も進んでおり、観光や企業立地の面での効果が発現している。また、北陸自動車道の入善スマートインターチェンジや流杉スマートインターチェンジが整備され、更に(仮称)高岡砺波スマートインターチェンジや東海北陸自動車道の(仮称)南砺スマートインターチェンジが事業化されるなど、高速道路の利便性向上が図られてきている。

富山空港は北京便や台北便が新たに就航するなど着実に発展しているが、北陸 新幹線の開業に伴い東京便との競合が懸念されるところである。羽田空港等を利 用した全国各地との乗継制度の拡充や、羽田空港国際化による海外との乗継ぎに おける利便性の向上により、東京便の路線価値向上が期待されており、今後とも 国内外との「空の玄関ロ」として発展していくことが求められている。

伏木富山港は、国際定期コンテナ航路の充実など環日本海・アジア地域のゲートウェイの物流拠点として着実に機能強化が進められている。平成 23 年 11 月に日本海側拠点港の「機能別拠点港」、更には「総合的拠点港」として選定され、伏木富山港のポテンシャルを活かした集荷力の向上や航路の充実、新規物流ルートの開拓、港湾後背地等への物流業務施設の立地促進などの様々な取組みにより発展していくことが求められている。

今後も、三大都市圏から等距離にある地理的優位性を活かし、環日本海・アジア地域の交流・物流拠点として発展していくことが期待されており、道路、鉄道、空港、港湾などの広域的な交通網の整備を推進していくことが求められている。

⑤ 安全・安心な暮らし

本県は、古くから河川の氾濫や地すべりなど自然災害との闘いを繰り返してきた。 近年では、平成 20 年に集中豪雨や高波などによる被害が発生しており、水害・土 砂災害等から県民の生命・財産を守る河川・砂防・海岸等の施設整備を進めるとと もに、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備や、洪水、土砂災害、 津波に関するハザードマップの作成などのソフト対策に取り組んでいる。

更に、災害に強いまちづくりを推進するため、道路・公園等の都市基盤の整備や、建築物の耐震不燃化、密集市街地の改善などに取り組んでいる。また、平成 23 年3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、地震や津波による災害の防止・軽減の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりが求められている。

⑥ 自然環境と歴史・文化・景観

本県は、立山連峰等の 3,000m級の山岳地帯から水深 1,000mを超える富山湾までダイナミックで変化に富んだ地形を有し、また、植生自然度は本州随一を誇り、多様で豊かな自然に恵まれている。また、まちなかの優れた水辺空間、散居村等の美しい田園景観のほか、歴史・文化に育まれた個性的なまち並み、魅力的な伝統行事が数多く残されている。

近年、水辺や歴史、文化を活かしたまちづくりの取組みが県内各地で取り組まれているほか、自然景観の保全、魅力ある都市景観づくりに向けた取組みも進められており、引き続き、自然、歴史、伝統文化、行事など地域の個性をまちづくりに活かしていくことが求められている。

⑦ 環境・エネルギー

地球温暖化問題が課題となるなか、県内における温室効果ガス排出量については、平成2年度と比較すると、平成21年度は11.4%の減少となっているが、民生部

門(家庭・業務)からの排出量は増加している。

また、平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を契機に、国全体で自然エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー構造への転換などの議論がなされている。

このような地球温暖化やエネルギー問題に対応するため、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入など個別具体的な対策を推進するとともに、都市をコンパクトに集約化する等、都市全体の二酸化炭素排出量を削減する低炭素都市づくりへの取組みが求められている。

⑧ 市町村合併、地方分権、広域調整

本県の市町村数は、平成 16 年から 18 年にかけての数次にわたる合併で、従前の 35 市町村(9 市 18 町 8 村)から 15 市町村(10 市 4 町 1 村)となり、全国で最少となっている。

地方分権については、いわゆる第 1 次一括法(平成 23 年 5 月 2 日公布) や第 2 次一括法(平成 23 年 8 月 30 日公布) により、国や県の関与の廃止・縮小や市町村への権限移譲などが行われており、都市計画の分野においても、市町村の役割はますます高まっている。

一方、市町村が決定主体である都市計画であっても、モータリゼーションの進展等に伴い、県民の生活圏が広域化していることから、当該都市計画が市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等、広域化により新たな課題が発生することが懸念されている。

このため県は、広域の見地からの調整を図る観点から当該都市計画についての協議又は同意を行うなど、市町村との適切な役割分担のもと、相互に連携協力しながら都市づくりを進めていく必要がある。

更に、将来的には、本県の都市圏域の実態を踏まえ、広域的な観点からの都市計画区域のあり方を検討する必要がある。

2) 都市計画の基本理念

本県の現状と課題を踏まえ、県民及び市町村との連携・協力のもと、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるため、本県の都市計画の基本理念(目標)を次のように掲げる。

~みんなで創ろう!人が輝く 高志の国~

- 快適で活力ある都市づくり
- 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり
- 安全で安心して暮らせる都市づくり
- 広域的な交流・連携を支える都市づくり

〇 快適で活力ある都市づくり

今後の人口減少・少子高齢化の進行を見据え、自動車に過度に依存した拡散型の 都市構造から集約型の都市構造へと転換を図るため、それぞれの都市の特性に応じ て、都市機能の適正な集積・配置、無秩序な市街化の抑制、公共交通の活性化など に取り組み、本県のコンパクトなまとまりや鉄軌道をはじめとする基幹的な公共交 通網を活かした、低炭素型の快適で活力ある都市づくりを進める。

〈都市づくりの基本的方向〉

- ・区域区分や地域地区、地区計画などの多様な土地利用制度の活用による、都市機能の適正かつ計画的な集約配置の推進と、無秩序な市街化の抑制
- ・市街地再開発事業等による、まちなか居住の推進や、商業、業務、文化、福祉施設などの中心市街地への立地促進
- ・土地区画整理事業等による、空き家・空き地対策の推進
- ・中心市街地の活性化と、歩いて暮らせる賑わいのあるまちづくりの推進
- ・インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発 や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地 域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導
- ・鉄軌道、フィーダーバス・路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・まちづくりと一体となった新駅設置の検討
- ・都市計画道路や都市公園、上下水道など都市基盤施設の整備による、快適でうる おいのある市街地形成の推進
- ・集約型都市構造への転換や公共交通機関の利用促進などによる低炭素都市づくり の推進

○ 地域の個性を活かした魅力ある都市づくり

本県の魅力をより一層高めるとともに、県民がふるさとに誇りと愛着を持ち、交流人口の拡大や定住促進の取組みを推進するため、本県の豊かな自然環境や美しい 景観、歴史・文化資産などを保全していくほか、これらの個性ある貴重な地域資源 を積極的に活かした魅力ある都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・豊かな自然環境の保全や都市公園の充実など、都市と緑が調和したうるおいある 都市づくりの推進
- ・地域の景観に調和した建築物や屋外広告物の誘導など、景観に配慮した美しいま ちづくりの推進
- ・優れた水辺空間や歴史・文化のあるまち並み、田園景観など、地域資源を活かした個性豊かなまちづくりの推進

○ 安全で安心して暮らせる都市づくり

大規模地震や集中豪雨など近年多発する自然災害等から県民の安全で安心な暮らしを確保するため、富山県地域防災計画と連携しながら、災害に強いまちづくりを進めるとともに、防災に関する情報の共有や活用を図るなどハード・ソフト両面の一体的な取組みにより、誰もが安全で安心して暮らせる都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・河川・砂防・海岸等の施設整備の推進
- ・災害危険箇所における市街化抑制など、防災に関する各種施策と整合した土地利用の推進
- ・道路・公園等の都市基盤の整備や、雨水の貯留浸透施設の整備、建築物の耐震不 燃化、密集市街地の改善など、災害に強いまちづくりの推進
- ・地域の実情等に応じた津波防災地域づくりの推進
- ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい都市基盤施設の整備推進
- ・ライフサイクルコストの縮減を目指した施設の長寿命化など、公共施設の計画的・ 効率的な維持管理の推進

○ 広域的な交流・連携を支える都市づくり

人やモノの交流を更に促進するため、北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格 道路、空港、港湾などの広域的な交通・物流ネットワークの整備充実を図るととも に、その効果を最大限に発現させるため、交通結節点の整備充実や県内道路網の体 系的な整備を図り、広域的な交流・連携を支える都市づくりを進める。

<都市づくりの基本的方向>

- ・北陸新幹線や高規格幹線道路、地域高規格道路など、広域交通網の整備充実と有効活用
- ・駅や駅前広場など、交通結節点の整備充実
- ・追加インターチェンジの設置など、高規格幹線道路の利便性の向上
- ・市町村間の連絡を強化する幹線道路、新幹線駅・港湾等の交通・物流拠点へのアクセス道路など、県内道路網の体系的な整備の推進

3)目標年次

本章の基本理念・方針は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標 年次を平成 43 年とする。

2 都市計画の見直しの方針

1)都市計画の見直しの基本的な考え方

都市計画の見直しに当たっては、都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、都市計画決定当時の計画決定の必要性や実現性を判断した状況が大きく変化した場合等において、変更の理由を明確にした上で見直しを行う。

特に、長期にわたり事業に着手されていない都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画については、都市全体あるいは影響する都市圏全体としての施設の配置や規模等の検討を行うなど、その必要性や事業の実現性を検証し、適時適切な都市計画の見直しに努める。

3 広域調整の方針

1) 広域調整の基本的な考え方

市町村が決定主体である都市計画で、一の市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼすと目される都市計画については、当該都市計画についての協議又は同意に当たり、 広域の見地からの調整を図る観点から適切な判断が行えるよう、関係市町村に県が意 見聴取を行う等の広域調整を実施する。

2) 広域調整の実施方針

① 対象とする都市計画

- ・大規模集客施設の立地を可能とする地域地区、地区計画の決定及び変更
- ・その他、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と認められる都市 計画

② 対象とする市町村

・当該都市計画について、広域調整の基本的な考え方に基づき、広域調整が必要と 認められる市町村

③ 広域調整の視点

- ・県が策定するまちづくりに関する計画との整合性
- ・関係市町村のまちづくりへの影響
- ・当該市町村が策定するまちづくりに関する計画における位置づけ
- ・周辺地域の土地利用、居住環境、社会基盤、営農環境、自然環境等への影響

第2章 滑川都市計画区域

1 都市計画の目標

1)都市づくりの基本理念

① 現況と課題

本区域は富山県の北東部に位置し、滑川市の大部分を占める平野部からなり、剱岳に源流を持つ早月川により形成された扇状地に広がる区域である。

人口は全体として緩やかに増加しているものの、今後は減少に転じると予想されている。

土地利用については、モータリゼーションの進展や郊外部での大型店の出店により、中心部の衰退がみられる一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては宅地開発が進み、適正な土地利用と快適な居住環境の整備が課題となっている。また、既成市街地には老朽化した住宅の密集地がみられるほか、空き家・空き地が増加していることから、その改善が課題となっている。

交通基盤については、一般国道8号の整備などにより、都市間の連携は強化されたが、市街地において狭隘な路線が残っており、今後は、都市の骨格となる幹線・補助幹線道路の整備など都市内における質の高い道路網の構築が課題となっている。

産業については、古くから家庭配置薬の生産地として栄え、薬業の伝統は、現在、 最新の設備を導入した医薬品製造業へと受け継がれている。しかし、近年製造品出 荷額等も伸び悩みをみせていることから、薬業の振興を図るとともに、新分野にお いても企業誘致を図るなどの産業振興策が課題となっている。

② 都市計画の基本理念

地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するため、本区域の将来都市像及び都市づくりの基本理念を次のように掲げる。

~ひと・まち・産業が元気なまち 滑川~

- 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり
- 暮らしやすい都市づくり
- 活力ある産業を支える都市づくり

○ 環境に配慮し、うるおいを育てる都市づくり

環境に配慮しながら、拠点となる大型の公園や、地域の個性を活かしたレクリエーション施設などの整備充実に努め、貴重な自然環境を活かしたうるおいある都市を目指す。

○ 暮らしやすい都市づくり 適正な規制・誘導によって、計画的で秩序あるまちづくりを進めるとともに、 個性的で魅力ある居住空間の形成、居住形態の多様化への対応を図ることにより、 暮らしやすい居住環境を整備実現する。

○ 活力ある産業を支える都市づくり

市内の工業地の集積を図るとともに、道路の整備などを促進し、活力ある産業を支える都市基盤づくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

本区域は、滑川地区、東部地区(浜加積、早月加積、北加積)、西部地区(中加積、 西加積)、南部地区(東加積、山加積)の4つに区分できる。各地区の将来像は以下 のとおりである。

① 滑川地区

本地区の東部は、都市の中心となる地域で、公共公益施設等が集積している。今後とも、中心地として、オフィス・業務拠点を充実させるとともに、ふれあい空間やコミュニティ空間の整備を推進し、賑わいの再生と魅力の向上に努める。

また、地区西部については、旧北陸道沿いに形成された歴史的な街並みが残されている地域であり、街並みの修景整備や趣きが感じられる松並木などの保存と活用を図り、歴史的雰囲気が漂う情趣ある地区の魅力の創造に努める。

② 東部地区

本地区は一部に用途地域を含んでいるものの、大半は農業集落となっている。このうち、市街地に近い地区西部については、用途地域内における住宅の立地促進を図るとともに、用途地域に隣接する区域においては、農林漁業に配慮しながら、建物の立地の規制と適切な誘導を図る。

また、地区内にある滑川海浜公園や水辺空間の環境整備を推進するとともに、これらの自然と調和したうるおいとやすらぎのある居住環境の創出に努める。

③ 西部地区

本地区は、農地から宅地へと転換が進み、住宅立地が盛んであることから、健全で快適な居住環境の形成を目指し、道路や下水道などの都市基盤の整備を推進する。 また、地区内には、農地も比較的残されていることから、住宅地と農業的な土地 利用とのバランスのとれた開発整備に努める。

④ 南部地区

本地区は、丘陵や農地、農村集落によって構成されている地区であり、希少な自然資源と優れた里山環境を有する蓑輪地区や東福寺野地区の豊かな自然環境の保全・創出に努める。

また、里地、里山の多様な自然環境を活かしたレジャー・レクリエーションゾーンの形成を目指す。

3)目標年次

本章の基本理念・将来像は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、目標年次を平成 43 年とする。

都市施設の整備などに関しては、おおむね 10 年後の将来を予測するものとし、目標年次を平成 33 年とする。

2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1)区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。

本区域の人口は平成 17 年現在 33,875 人であり、近年増加傾向にあるが、少子高齢化の影響から、今後は減少傾向になるものと予想されている。ただし、これまで用途地域内においては人口が減少している一方で、用途地域が定められていない、いわゆる白地地域においては人口が増加しているため、用途地域内への人口誘導が課題となっている。

このため、用途地域内においては、土地区画整理事業等による良好な市街地の形成と定住の促進に取り組まれてきたところであり、今後とも都市基盤の不十分な地域において整備を行うなど、引き続きその推進が図られるものと見込まれている。

また、白地地域においては、地域にふさわしい建築形態規制の適用などにより、その保全に取り組まれているところである。

このように、本区域においては、今後人口の減少が予想され、用途地域への計画的な人口誘導への対処により、区域内の土地利用の整序を図ることが可能であることから、これまでどおり区域区分を定めないものとする。

3 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

中心市街地における、商業・業務施設の立地を促進するとともに、面的整備等を 推進し、道路、公園などの都市基盤の整った良好な居住環境の創出を図る。このため、適正な用途地域を配置するなど、計画的な土地利用の整序を図る。

a 商業地

公共交通の利便性の高い、滑川駅と中滑川駅周辺の商業地において、店舗や業務施設などのさらなる集積を図る。また、分散して立地する観光施設や教育、文化、商業などの各公共公益施設については、これらを結ぶ交通ネットワークを構築して、有機的に連携することにより、利便性の向上を図る。

市街地においては、安全で快適な歩行者空間の整備に努めるほか、その沿道に おける魅力ある景観の形成や、地区のシンボルとして賑わいの中心となる駅前広 場の充実に努める。

なお、中滑川駅北部の既存市街地については、近くに広がる住宅地に対応して、 日用品を対象とした商業系の用途を配置するものとする。

b 工業地

本区域では、工場団地の造成などにより企業誘致に取り組んできた結果、区域内には6つの工業団地が形成されているほか、街なかには中小の工場が点在している。

これらの工業地のうち、住工の混在により生活環境の悪化が予想される地区においては、既存の用途地域南東部に集積を図る。

なお、工業地周辺においては、環境への影響を考慮して緑地の確保に努める。

c 住宅地

本区域では、既成市街地の周辺部において比較的大きな住宅団地が形成されていることから、農林漁業と調和を図りながら、計画的な市街地整備に努めることとする。一方、中心市街地の商業地周辺や幹線道路沿道商業地の背後の住宅地においては、面的整備等により、計画的な市街地形成を進め、市街地における定住促進を図る。

北西部の木造老朽住宅が密集する地域においては、歴史的な街並みに配慮しつ、生活道路の拡張や防災体制の充実など居住環境の改善を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

滑川駅周辺や中滑川駅周辺については、多くの人が集い、交流する場であるこ

とから、その立地条件の良さを活かして、行政、商業、業務などの都市機能を集積し、土地の高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

本区域の中心地域である滑川地区において、中心市街地の活力が低下しつつある。このため市の顔となる滑川駅及び中滑川駅周辺において、行政、商業、業務などの都市機能に加え、観光、文化などを複合的に組み合わせることにより求心性の高い都市拠点を整備する。

また、住宅地周辺に立地する工場のうち、環境悪化の要因となっているものについては、可能な限り住居との分離を図るなど、住工混在の解消に努める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

本区域の比較的密集した住宅地においては、防災性の確保を図るため、都市基盤の整備により、誰もが安心して快適に暮らせる居住環境の形成を図る。

また、沿岸部の住宅地においては、富山湾特有の寄り回り波から市民の生命、 財産などを守るため、離岸堤や景観に配慮した階段式護岸などの整備により、海 岸浸食の防止に努め、居住環境の改善を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

区域内には、行田公園や海岸部の海浜植生、早月川、上市川などの河川緑地、 段丘斜面緑地など一定規模のまとまりのある緑の空間が存在するほか、市街地内 には、公園や広場などの緑の拠点が点在している。

これらの豊かな緑は、都市にうるおいを与え、都市の風格を高めるなど、良好な景観形成に寄与しているほか、公害の防止や防災機能、住民のレクリエーションの場としての機能も有することから、今後ともこれらの緑の管理・保全に努める。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

集落を囲む優良な農地は、農業の生産の場であるだけでなく、背後の丘陵の緑や北アルプスと一体となって本区域の農村景観を構成していることから、その保全に努める。

また、無秩序な市街化を抑制し、都市的土地利用と優良農地との調和がとれた 都市形成を図る。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

本区域には上流域に急峻な山岳地を有する早月川をはじめとして、大小の河川が多く存在し、自然災害の発生が懸念される。また、小森地区周辺には土石流危険渓流・地すべり危険箇所があり、本江・小森及び下大浦集落近郊には急傾斜地

崩壊危険箇所が数多く存在している。これら土砂災害危険箇所においては、災害から住民の生命、財産を保護するため、対策施設の整備を進めるとともに、土砂 災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定等により開発の抑制に努める。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域南部の東加積、山加積地域は、その多くが丘陵地からなる豊かな自然に 恵まれた、優れた里山環境を有していることから、その保全に努めるとともに、 レクリエーション拠点としても整備・充実を図る。

h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

滑川駅や中滑川駅周辺に集積している商業、業務施設や文化施設などを連携することにより、本区域の核となる拠点の形成を図る。また、住宅地については、ゆとりある快適な居住環境の整備を進め、暮らしやすいまちづくりを推進していく。

更に、白地地域においては無秩序な市街化が進むことのないよう、地区計画、 特定用途制限地域などの指定による適正な土地利用コントロールを図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

2-1)交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域では、広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、一般国道8号、 県道富山立山魚津線、県道富山魚津線が通っており、県道滑川上市線が上市方面 と連絡しているほか、県道蓑輪滑川インター線が北陸自動車道滑川インターチェ ンジと市街地とを連絡し、道路網を形成している。

今後は、用途地域西部においても都市の骨格となる幹線・補助幹線道路を適正 に配置するほか、歩道のバリアフリー化など高齢者も安全に通行できる歩行空間 の確保や環境負荷の低減、防災機能の向上、街並み景観など多様な視点に基づい た質の高い道路網の構築に努めるものとする。

また、本区域の公共交通機関としては、鉄道、路線バス、コミュニティバスなどがあり、区域内にはJR北陸本線の滑川駅など2駅、富山地方鉄道本線の8駅がある。今後は、これらの公共交通機関の維持・活性化を図り、高齢社会に対応した安全で快適な公共交通サービスの確保に努める。

② 主要な施設の配置の方針

広域的な都市間連携を担う主要幹線道路として、北陸自動車道、一般国道8号、 県道富山魚津線などを配置し、隣接市町村との連携強化を図る。

また、県道蓑輪滑川インター線及び県道滑川上市線に加え、用途地域西部において都市計画道路加島町下島線などを配置し、利便性の高い道路網の構築を図る。 公共交通については、駅舎や駅前広場のバリアフリー化など、交通結節点としての機能を高めることにより、利用者の利便性の向上を図る。更に、路線バスやコミュニティバスの利用促進に努め、地域社会を支えていく公共交通サービスの確保に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名 称							
道路	3 · 3 · 4	魚津滑川8号バイパス線						
	3 · 5 · 5	加島町下島線						

2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

a 下水道

快適な生活環境の形成や公共用水域の水質の保全など重要な役割を担うこ

とから、整備を促進し、早期の完了を目指していく。

汚水については、市街地、農山村などその地域の特性に応じた効率的な方法により計画的に処理施設の整備促進を図る。

雨水については、円滑な排除を図り、浸水被害の防止に努める。

b 河川

浸水被害の実績及びその危険性に応じて、各河川や地域の特性を踏まえた治水対策を実施する。また、より快適な河川空間を創出するため、河川環境の整備・保全を図る。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

汚水については、市街地の整備が概成しているため、市街地周辺の整備を主体に進め、その進捗に応じて処理施設の増設を図る。

b 河川

各河川や地域の特性を総合的に考慮して、最適な治水施設を配置するとともに、早月川や上市川などにおいては、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、生物の生息・生育環境及び多様な河川景観の保全・創出に努める。

③ 主要な施設の整備目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する施設は次のとおりである。

種別	名 称
公共下水道	滑川公共下水道

2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

住民への身近なサービスを提供する教育文化施設や医療施設、健康的で衛生的な生活の実現や循環型社会の構築に資するための供給処理施設などの都市施設について、まちづくりの上で位置づけが必要なものを、都市計画に定めるものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

滑川駅周辺等においては、土地区画整理事業が進み、整然とした街並みが形成されている一方で、海岸沿いの旧北陸道の狭隘な道路に連なる住宅地は、木造住宅が密集していることから、その改善が求められており、面的整備等により安全で快適な市街地形成を図る。

滑川駅南地区においては、地区計画により「市の顔」となりうる都市空間の整備を図る。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域には、滑川海岸、早月川、上市川の清らかな水辺や、南部丘陵地域の緑地帯と里山自然環境、行田公園などの緑や水とのふれあい空間など、豊かで多様な自然環境が展開されている。

このうち、滑川海岸を海辺環境軸、早月川、上市川を川辺環境軸として位置づけ、 これらの環境の保全・活用を図る。また、南部の東福寺野などの山麓の段丘斜面上 の緑地についても、山辺環境軸として位置づけ環境保全を図る。

更に、ゆとりとうるおいのある豊かな市民生活の実現を図るため、身近に利用できる公園・緑地の整備を推進する。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置の方針

早月川、上市川などの主要な河川や、南部に位置する東福寺野地区などの段丘 斜面については、生態系の保護の観点から自然環境の保全を図る。また、市内に 点在する社寺林や屋敷林、保存樹などの歴史性のある緑の管理・保全に努める。

b レクリエーション系統の配置の方針

早月川河口部には親水空間を設け、住民が身近に水に親しむことのできる場を 配置するとともに、東福寺野自然公園をレジャー・レクリエーションの拠点とし て、滑川運動公園、滑川市スポーツ・健康の森公園及びフットボールセンター富 山をスポーツ・レクリエーションの拠点として整備・充実を図る。

更に、これらの拠点や、ほたるいかミュージアム、タラソピア、海浜公園などの観光拠点を緑道や遊歩道、サイクリングロードでネットワーク化することにより、緑と健康のみちづくりを形成する。

c 防災系統の配置の方針

滑川海岸における防風林や、段丘斜面の緑地は、自然災害に対する緩衝性のある緑地であることから、その保全に努める。

また、市街地内の公園や公共及び民間の施設緑地、道路、河川などは、延焼防止などの緩衝帯や避難地としての機能もあることから整備・保全に努める。

d 景観構成系統の配置の方針

滑川海岸、早月川、上市川、段丘斜面などの緑地は、郷土景観の骨格を形成していることから、その保全に努める。

また、行田公園、滑川海浜公園の樹林、加茂神社などの社寺林、田園地域の屋 敷林など、市北部の平野部の緑地についても本地区特有の景観であることから、 その保全に努める。

③ 主要な緑地の確保目標

優先的におおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な公園等は次のとおりである。

種別		名 称
総合公園	5 · 4 · 1	滑川市スポーツ・健康の森公園
運動公園	6 · 5 · 1	滑川運動公園

滑川都市計画 整備、開発及び保全の方針 概要図

